

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮城県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						15	17	12			25					
4	100	仙台市	市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日		男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
4	202	石巻市	復興企画部地域振興課	1	2	1	1	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日	2005年4月1日		石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
4	203	塩竈市	市民課協働推進係	1	2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2007年9月28日		第3次しおがま男女共同基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
4	205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
4	206	白石市	総務部企画政策課	1	2	0	0	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日		白石市男女共同参画基本計画めざそうプラン第2次	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
4	207	名取市	名取市企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第3次名取市男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2031年3月	1	1	
4	208	角田市	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	209	多賀城市	多賀城市総務部地域コミュニティ課	1	2	0	0				0	第2次多賀城市男女共同参画推進計画「史都多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン」	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	1	
4	211	岩沼市	さわやか市政推進課	1	2	1	1	岩沼市男女共同参画推進条例	2012年3月7日	2012年3月7日		岩沼市男女共同参画基本計画(第2次)	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
4	212	登米市	市民生活課	1	2	1	1	たれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	2011年3月11日	2011年4月1日		第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
4	213	栗原市	企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
4	214	東松島市	東松島市総務部市民協働課	1	2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日		東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
4	215	大崎市	宮城県大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	大崎市男女共同参画推進基本条例	2008年3月7日	2008年4月1日		第3次大崎市男女共同参画推進基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
4	216	富谷市	市民協働課	1	2	0	1	富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日		富谷市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	301	蔵王町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	蔵王町男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2027年3月	1	1	
4	302	七ヶ宿町	ふるさと振興課	1	2	0	0				0	(第6次七ヶ宿町長期総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
4	321	大河原町	企画財政課	1	2	0	0				2				1	
4	322	村田町	まちづくり振興課	1	2	0	0				0				1	
4	323	柴田町	まちづくり政策課	1	2	1	1	柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日		第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	324	川崎町	町民生活課	1	2	0	0				0				1	
4	341	丸森町	企画財政課	1	2	0	0				0				0	
4	361	亘理町	企画課	1	2	1	1				0	亘理町男女共同参画基本計画(第3次)	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1	
4	362	山元町	企画財政課	1	2	0	0				0				0	
4	401	松島町	総務課総務管理班	1	2	0	0				0				1	
4	404	七ヶ浜町	生涯学習課	2	2	0	1				0	しちがはま男女共同参画プラン〔2022-2026〕	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
4	406	利府町	生活環境課	1	2	1	1				0	第3次利府町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
4	421	大和町	総務課	1	2	1	1	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日		第4次たいわ男女共同参画推進プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
4	422	大郷町	総務課	1	2	0	0				0				1	
4	424	大衡村	住民生活課	1	2	0	0				2	大衡村男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	444	色麻町	総務課	1	2	0	0				0				0	
4	445	加美町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次加美町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
4	501	涌谷町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	涌谷町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
4	505	美里町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0				0	
4	581	女川町	町民生活課	1	2	0	0				0				0	
4	606	南三陸町	企画課	1	2	0	0				0	南三陸町男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2026年3月	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
 - 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
 - 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4						1	3	1	2	1	1	2	1	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台		980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp		○	○			○		
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台		980-6128	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28階・29階	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp		○	○			○		
4	202	石巻市															
4	203	塩竈市															
4	205	気仙沼市															
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援センター		989-0275	白石市字本町27番地(ふれあいプラザ内)	0224-22-6035	0224-22-6037	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/10/20633.html		○	○		○			
4	207	名取市															
4	208	角田市															
4	209	多賀城市															
4	211	岩沼市															
4	212	登米市															
4	213	栗原市															
4	214	東松島市															
4	215	大崎市															
4	216	富谷市															
4	301	蔵王町															
4	302	七ヶ宿町															
4	321	大河原町															
4	322	村田町															
4	323	柴田町															
4	324	川崎町															
4	341	丸森町															
4	361	亘理町															
4	362	山元町															
4	401	松島町															
4	404	七ヶ浜町															
4	406	利府町															
4	421	大和町															
4	422	大郷町															
4	424	大衡村															
4	444	色麻町															
4	445	加美町															
4	501	涌谷町															
4	505	美里町	美里町農村婦人の家		989-4201	宮城県遠田郡美里町和多田沼字蛇田原一75番1	0229-58-2374			○			○			○	
4	581	女川町															
4	606	南三陸町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			4							3	2	2	3	1	3	2	0	2	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台	1987年3月30日	14	5	145,041	○	○		○		○	○				○	震災・復興の経験の継承
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台	2003年5月23日	21	6	183,633	○	○	○	○	○	○					○	震災・復興の経験の継承
4	202	石巻市			0	0	0												
4	203	塩竈市			0	0	0												
4	205	気仙沼市			0	0	0												
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援センター	2002年8月1日	0	1	180	○		○	○								
4	207	名取市			0	0	0												
4	208	角田市			0	0	0												
4	209	多賀城市			0	0	0												
4	211	岩沼市			0	0	0												
4	212	登米市			0	0	0												
4	213	栗原市			0	0	0												
4	214	東松島市			0	0	0												
4	215	大崎市			0	0	0												
4	216	富谷市			0	0	0												
4	301	蔵王町			0	0	0												
4	302	七ヶ宿町			0	0	0												
4	321	大河原町			0	0	0												
4	322	村田町			0	0	0												
4	323	柴田町			0	0	0												
4	324	川崎町			0	0	0												
4	341	丸森町			0	0	0												
4	361	亘理町			0	0	0												
4	362	山元町			0	0	0												
4	401	松島町			0	0	0												
4	404	七ヶ浜町			0	0	0												
4	406	利府町			0	0	0												
4	421	大和町			0	0	0												
4	422	大郷町			0	0	0												
4	424	大衡村			0	0	0												
4	444	色麻町			0	0	0												
4	445	加美町			0	0	0												
4	501	涌谷町			0	0	0												
4	505	美里町	美里町農村婦人の家	1979年4月1日	0	0	432							○					
4	581	女川町			0	0	0												
4	606	南三陸町			0	0	0												

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性市区長比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性副市区長比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性町村長比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性副町村長比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性自治会長比率(%)
				2		14	1	7.1	19	0	0.0	21	0	0.0	20	1	5.0	4,593	239	5.2
4	100	仙台市				1	1	100.0	2	0	0.0							1379	156	11.3
4	202	石巻市				1	0	0.0	2	0	0.0							379	10	2.6
4	203	塩竈市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	13	7.9
4	205	気仙沼市	2006年9月27日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							202	6	3.0
4	206	白石市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	0	0.0
4	207	名取市				1	0	0.0	2	0	0.0							286	16	5.6
4	208	角田市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	0	0.0
4	209	多賀城市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
4	211	岩沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	5	6.4
4	212	登米市				1	0	0.0	1	0	0.0							302	4	1.3
4	213	栗原市				1	0	0.0	1	0	0.0							252	3	1.2
4	214	東松島市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	2	2.9
4	215	大崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							363	5	1.4
4	216	富谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	4	8.5
4	301	蔵王町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
4	302	七ヶ宿町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
4	321	大河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
4	322	村田町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
4	323	柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
4	324	川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	341	丸森町										1	0	0.0	1	0	0.0	98	0	0.0
4	361	亘理町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
4	362	山元町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
4	401	松島町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
4	404	七ヶ浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
4	406	利府町										1	0	0.0	1	1	100.0	25	2	8.0
4	421	大和町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	3	4.8
4	422	大郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	424	大衡村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
4	444	色麻町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
4	445	加美町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	0	0.0
4	501	涌谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
4	505	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
4	581	女川町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
4	606	南三陸町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード														
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 員 数	うち 女 性 委 員 数	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 員 数	うち 女 性 委 員 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 員 数	うち 女 性 委 員 数	女性 比 率 (%)	総 員 数	うち 女 性 委 員 数	女性 比 率 (%)	総 員 数	うち 女 性 委 員 数	女性 比 率 (%)	目標 設 定 の 対 象 で あ る 審 議 会 等 の 目 標 及 び 現 状 値	其 他	其 他	地方自 治法 (第180 条の5)に 基づく 委員 会等 にお ける 登用 状況	其 他															
		2023年度末 までに	135	133	1,924	678	35.2	68	68	1,268	436	34.4	6	5	42	10	23.8	40	6	15.0	41	7	17.1	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1	2022年3月1日															
小計								793	691	10,408	2,986	28.7	176	115	962	210	21.8																											
4	100	仙台市	40%を達成し、さらに向上を図る	2023年度末までに	135	133	1,924	678	35.2	1. 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより仙台市が設置する附属機関 2. 有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により仙台市が設置する協議会のうち、以下の①～⑤を主たる活動内容として設置されるもの又は委員が市職員のみで構成されるものを除く。①職員の研修、教育 ②広聴 ③関係機関等との連絡調整 ④個人や団体の表彰に係る審査 ⑤イベントの実施や啓発等																																		
4	202	石巻市	40.0	2026年3月	62	56	868	243	28.0	地方自治法(180条の5)に基づく審議会、地方自治法(202条の3)に基づく審議会、要綱・要領・規則等に基づき設置された審議会・委員会																																		
4	203	塩竈市	35.0	2027年3月	27	26	244	68	27.9	第180条と第202条のうち市単独設置であるもの																																		
4	205	気仙沼市	35.0	2027年3月	29	24	383	104	27.2	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)法律又は条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)																																		
4	206	白石市	40.0	2024年3月	44	39	457	131	28.7	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等																											2022年3月1日	2	2022年3月1日	2	2022年3月1日			
4	207	名取市	35.0	2031年3月	33	29	447	131	29.3	地方自治法第180条の5、第202条の3に該当する委員会																																		
4	208	角田市	45.0	2026年3月	30	23	348	60	17.2	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく執行機関及び執行機関の附属機関																																		
4	209	多賀城市	30.0	2031年3月	21	19	221	56	25.3	地方税法(第202条の3)に基づく審議会等																																		
4	211	岩沼市	50.0	2023年3月	45	42	536	168	31.3	法律、政令、条例、要綱により設置されている審議会、委員会、会議等(地方自治法第202条の3、第180条の5、左記に該当しない法律や要綱等)																																		
4	212	登米市	40.0(女性委員がいる各種審議会等の割合は100%が目標)	2026年3月	54	41	771	187	24.3	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等																																		
4	213	栗原市	30.0	2027年3月	32	21	470	113	24.0	地方自治法第180条の5及び第202条の3																																		
4	214	東松島市	35.0	2026年3月	36	28	513	125	24.4	地方自治法(第180条の5)、地方自治法(第202条の3)																																		
4	215	大崎市	40.0	2024年3月	44	39	893	248	27.8	法律・条例による審議会等(附属機関)地方自治法第202条の3																																		
4	216	富谷市	2025年度(令和7年度)まで50%維持		26	25	241	129	53.5	・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)・法令条例で設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)																																		
4	301	蔵王町								16	12	183	31	16.9	5	2	36	4	11.1	15	3	20.0	16	3	18.8	1																		
4	302	七ヶ宿町								14	11	167	23	13.8	5	4	19	5	26.3	18	0	0.0	19	0	0.0	1																		
4	321	大河原町								16	11	198	40	20.2	5	3	22	6	27.3	29	1	3.4	30	1	3.3	1																		
4	322	村田町								14	12	153	35	22.9	5	4	21	7	33.3	18	0	0.0	19	0	0.0	1																		
4	323	柴田町	35.0	2026年3月	25	23	185	73	39.5	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等																																		
4	324	川崎町								15	7	142	14	9.9	5	3	25	5	20.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1																		
4	341	丸森町								20	18	214	63	29.4	5	2	24	3	12.5							1																		
4	361	宮裡町								22	19	239	52	21.8	5	3	29	4	13.8	30	4	13.3	30	4	13.3	1																		
4	362	山元町								19	19	253	88	34.8	5	3	33	7	21.2	38	5	13.2	39	5	12.8	1																		
4	401	松島町								22	18	227	47	20.7	5	3	28	5	17.9	17	0	0.0	18	0	0.0	1																		
4	404	七ヶ浜町								10	10	101	31	30.7	5	3	26	4	15.4				19	3	15.8	1																		
4	406	利府町	40.0	2023年3月	29	27	293	89	30.4	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく附属機関、附属機関に準じて要綱等により設置した懇談会等																																		
4	421	大和町	30.0	2024年3月	41	26	334	76	22.8	法律若しくはこれに基づく政令または条例に基づき設置された審議会等																																		
4	422	大郷町								16	12	147	32	21.8	5	2	24	3	12.5				20	2	10.0	1																		
4	424	大衡村	30.0	2026年3月	23	15	177	43	24.3	地方自治法第108条の5に基づく委員会、第202条の3に基づく審議会等																																		
4	444	色麻町								21	18	203	70	34.5	5	3	26	8	30.8							1																		
4	445	加美町	40.0	2025年年3月	22	20	327	138	42.2	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会等																																		
4	501	涌谷町								17	15	184	42	22.8	5	3	24	6	25.0				24	2	8.3	1																		
4	505	美里町	30.0	2023年3月	35	33	304	111	36.5	地方自治法(第180条5)に基づく行政委員会及び地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等																																		
4	581	女川町								17	15	180	57	31.7	4	2	13	3	23.1	21	2	9.5	22	2	9.1	1																		
4	606	南三陸町	30.0	2026年3月	14	12	162	44	27.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等																																		

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。											
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7												
				1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				16	1の合計	33	0	29		2						31	31	31	31	30	24	
				4	2の合計	0	21	4		31						2	2	2	2	4	3	
				3	3の合計	1	8			0						0	0	0	0	0	0	
				12	4の合計	1	4									2	2	2	2	1	6	
4	100	仙台市	1	仙台市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない文書等で、かつ、総務局長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1)法令等の規定に抵触するおそれがあるもの (2)公権力の行使に当たる行為に関するもの (3)職員としての身分に関するもので、対外的に使用するもの (4)職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの	仙台市議会	1	4	2		2						1	1	1	1	1	4	
4	202	石巻市	3		石巻市議会	1	2	1	石巻市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
4	203	塩竈市	1	塩竈市旧姓使用取扱要綱 趣旨 第1条 この要綱は、塩竈市の一般職の職員(以下「職員」という。が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を変更した後引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (令2庁訓12・令3庁訓26一部改正) (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。))は、あらかじめ市長に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して市民総務部総務課長に提出しなければならない。 (平23庁訓33一部改正) (承認等) 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 市長は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経由して市民総務部総務課長に届けなければならない。 2 前項の届出を行った職員は、当該届出を行った日以後、戸籍上の氏を使用する。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市民総務部総務課長が定める。	塩竈市議会	1	2	1	塩竈市議会会議規則 【会議】第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 【委員会】第8条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4
4	205	気仙沼市	1	気仙沼市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	気仙沼市議会	1	2	1	気仙沼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
											議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護
4	206	白石市	4	白石市議会	1	2	1	白石市議会会議規則第2条第2項及び第89条第2項 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
4	207	名取市	1	名取市議会	1	3	1	名取市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第8条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
4	208	角田市	1	角田市議会	1	2	1	角田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	角田市議会の議員の議員報酬、費用弁償に関する条例 第6条第1項 第2条の規定にかかわらず、角田市議会規則(平成3年角田市議会規則第1号)第2条第1項の規定による届出があった場合は、別表第3に定める議会活動等ができない期間の区分に応じて定める減額の割合を議員報酬より減額する。	1	1	1	1	1	1	1		
4	209	多賀城市	3	多賀城市議会	1	3	1	多賀城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
4	211	岩沼市	2	宮城県岩沼市議会	1	2	1	岩沼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
4	212	登米市	1	宮城県登米市議会	1	3	1	登米市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
4	213	栗原市	1	栗原市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、市長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	栗原市議会	1	3	1	栗原市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
4	214	東松島市	1	東松島市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、東松島市の一般職の職員(会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用できる文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができる。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。)は、あらかじめ任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (承認等) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 任命権者は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経由して任命権者に届けなければならない。 2 前項の届け出をした職員は、職務において戸籍上の氏を使用するものとする。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の前日に婚姻等により氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から令和4年2月28日までの間、旧姓使用申請書(様式第1号)を任命権者に提出することができる(職員となる前に氏を改めている場合を除く。)	東松島市議会	1	2	1	東松島市議会会議規則 会議(欠席の届出)第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 委員会(欠席の届出)第9条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
4	215	大崎市	1	大崎市職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、次に掲げる事項に該当し、かつ、別に定める文書等について、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 公務上の行為に当たらない行為に関ししないもの (2) 職員としての身分に関しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせないもの (委任) 第3条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	大崎市議会	1	2	1	大崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
4	216	富谷市	1	富谷町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富谷市議会	1	2	1	富谷市議会会議規則 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
4	301	蔵王町	蔵王町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	蔵王町議会	1	2	1	蔵王町議会規則 第1章第2条3項 前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
4	302	七ヶ宿町		七ヶ宿町議会	1	2	1	七ヶ宿町議会会議規則 (参集) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
4	321	大河原町		大河原町議会	1	3	1	大河原町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
4	322	村田町	村田町職員旧姓使用取扱要綱 (承認)第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	村田町議会	1	2	1	村田町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、主産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
4	323	柴田町		柴田町議会	1	3	1	柴田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
4	324	川崎町		川崎町議会	4									4	4	4	4	4	4		
4	341	丸森町	丸森町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	丸森町議会	1	2	2		2					1	1	1	1	1	1		
4	361	亶理町		宮城県亶理町議会	1	4	1	亶理町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2					1	1	1	1	1	2		
4	362	山元町		山元町議会	1	2	1	山元町議会会議規則 第2条第1項、第2項	2					1	1	1	1	1	1		
4	401	松島町	松島町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この規程は、町長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(非常勤特別職員及び強制的任用職員並びに会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	松島町議会	1	3	1	松島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日までの期間及び当該出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	2	1		
4	404	七ヶ浜町	七ヶ浜町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用をすることができる。	七ヶ浜町議会	1	4	2		2					2	2	2	2	2	4		
4	406	利府町		利府町議会	1	2	1	利府町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例 第3条 療養その他の事由により町議会の会議等を長期にわたり欠席した議員に対する議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、次の表の左欄に掲げる欠席期間(一の任期における、町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	問5で1. を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
4	421	大和町	1	大和町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨)第1条 この要項は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用することに、必要な事項を定めるものとする。(定義)第2条 この要項において、職員とは、大和町職員定数条例(昭和43年大和町条例第13号)に規定する職員をいう。(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 職員は、法令及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に、旧姓を使用することができるものとする。2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第11に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第12に掲げるとおりとする。(申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所屬長を経由して町長に提出しなければならない。(承認等) 第5条 町長は、前条の申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を経由して申請者に通知するものとする。	大和町議会	1	4	2		2							2	2	2	2	2	2
4	422	大郷町	4		大郷町議会	3											4	4	4	4	2	4
4	424	大街村	4		大街村議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1
4	444	色麻町	4		色麻町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1
4	445	加美町	4		宮城県加美町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1
4	501	満谷町	4		満谷町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	2
4	505	美里町	2		美里町議会	1	3	1		2							1	1	1	1	1	1
4	581	女川町	4		女川町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	
4	606	南三陸町	4		南三陸町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 区 府 町 村 コ ー ド 名	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメントを規定している。	2. 議員向け研修を設けている。	3. 関係する議員の研修を促している。	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
		0	0	8	5	0	0	0		0	0	3	5	
		0	2	5	0	1	0	0		0	4	5	29	
		0	1	22	0	0	1	0		1	31	0	1	
		35	32		0	0	0	1				27		
4 100	仙台市	4	4	1					全国市議会議長会作成の啓発動画を会派へ情報提供		3	2	1	市民局防災実施計画 市民局が実施する主な非常時優先業務は以下のとおりである。 (中略)仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。
4 202	石巻市	4	2	1	1				石巻市議会議員政治倫理条例 第4条(4) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。 (5) 市の議員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使用するよう働きかけないこと。		3	2	2	
4 203	塩竈市	4	4	3							3	4	2	
4 205	気仙沼市	4	4	3							3	4	2	
4 206	白河市	4	4	3							3	2	2	
4 207	名取市	4	4	1	1				名取市議会議員の政治倫理に関する条例 第3章議員の政治倫理基準等 第7条 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性格な言動又は行為をいう。)その他人権を侵害するおそれのある行為をしてはならない。		3	4	2	
4 208	角田市	4	4	2							3	1	2	角田市議会議員の通称等の使用に関する規定(通称名等の使用の申請等) 第2条 議員は、前条に規定する通称又は婚姻等により戸籍の氏を改める前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の相手による申請書を受理したときは、申請の可否を決定し、通称名等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該議員に通知するものとする。 3 第1項に規定する通知書については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで)の間においては、議会事務局長が別に定めた日までに議会事務局長に提出するものとする。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
コ コ ー ー ド	多 賀 市	4	4	3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	地域防災計画 地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難所の開設・管理 第4 避難所の環境維持 4. 男女共同参画 (1) 避難所運営への女性の参画促進 市は、避難所の運営において、男女を問わず参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を推進する。 (2) 多様なニーズの違いへの配慮 市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティのニーズの違い等多様な視点に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ベアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭などの多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (3) 女性・子供等への配慮 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 (4) 運営参加者(自治組織)への配慮 市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。			
4 211	岩沼市	4	4	3				3	4	2			
4 212	登米市	4	4	3				3	4	2			
4 213	栗原市	4	4	3				3	4	1	栗原市地域防災計画 第2編 第2章 応急 第2節 防災活動体制(全部) 災害対策企画部 企画課 市政情報課 市民協働課 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 住民への災害情報の提供に関すること 3 協力機関との連絡調整に関すること 4 報道関係機関との連絡及び相互協力に関すること 5 部内の総括、連絡調整に関すること 6 災害対策記録写真等の整備及び提供に関すること 7 災害統計に関すること 8 その他災害の広報資料の収集及び提供に関すること ※そのほか、市民生活部が行う避難所の開設・運営に関して男女共同参画に関する規定がある。(下記参照) 第2編 第2章 応急 第2節 防災活動体制(全部) 災害対策市民生活部 社会福祉課 1 災害救助法に基づく救助事務の全般に関すること 2 住民の避難及び避難所に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること(義援金の配分を含む) 5 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 6 被災者の生活相談に関すること 7 炊き出しに関すること 8 救援物品等の受領、調達の受払いの総合調整に関すること 9 部内の総括、連絡調整に関すること 10 災害時における要配慮者世帯に関すること		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。				
コ コ ー ド	区 町 村 名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト が あ る 規 定 が あ る 倫 理 規 止	2 を 設 置 し て い る 議 員 向 け の ハ ラ ス メ ン ト 防 止 研 修	3 を す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 研 修	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	第2編(第2章 応急)第4節 避難・誘導対策 8 避難所の開設及び運営 ウ 男女共同参画 (ア) 避難所運営への女性の参画促進 市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。 (イ) 男女のニーズの違いへの配慮 市は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 (ウ) 運営参加者への配慮 市は、避難者が運営する際、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。	
4 213	栗原市														
4 214	東松島市	4	4	3						3		2		1	東松島市地域防災計画 市地域防災計画第2編風水害等災害対策第1章災害予防対策第7節防災訓練の実施、第3編地震災害対策第1章災害予防対策第11節防災訓練の実施、第4編津波災害対策第1章災害予防対策第10節地震及び津波防災訓練の実施の各節において、「防災関係機関の防災訓練：男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるように努めるとともに、要配慮の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て、避難所への避難誘導訓練等を行うなどに努める。」の記載がある。
4 215	大崎市	4	3	1			3			3	2	1		2	大崎市議会議員の通称等使用取扱規程 第4条 議長は、前条の提出があったときは特段の事情がない限り通称等の使用の承認をするものとし、承認の可否を決定したときは通称等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該提出をした議員に通知するものとする。 (通称等の使用の継続) 第5条 前条の承認を受けた通称等は、当該承認を受けた内容に変更がない限り使用を継続することができる。 (使用中の届出) 第6条 議員は、通称等の使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書(様式第2号)を議長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 通称等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びそれに関連する事務処理に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。 (議長の職務を行う者がいない場合の特例)
4 216	富谷市	4	4	3						3		4		2	
4 301	蔵王町	4	4	3						3		4		2	
4 302	七ヶ宿町	4	4	3						3		4		3	
4 321	大河原町	4	4	1	1				大河原町議会政治倫理条例 第4条9号 町民に対し、議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3		4		2
4 322	村田町	4	4	3							3	4		2	
4 323	柴田町	4	4	3							3	4		2	平成29年の議会懇談会開催の際に託児所を設けた。 NPO法人しほた子育て応援ゆるりんの保育士2名が子どもの保育等を行った。

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
道 区	府 町	区 町	問8	問9	問10	問11				問12	問13	問14	問15	問16	問17	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
県	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。	1. 関係するハラスメント等(ヘン)がある倫理防規に	2. 議員向け相談窓口を	3. 行うハラスメント防止研修	4. その他	1. 利用している。	1. 行っている。	1. 明記した規定があり、認めている。	問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。		
コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 利用していないが、今後利用予定である。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	2. 位置づけられていない。			
ド	名	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	3. 設置または提供する予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 利用していない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	3. その他(不明等)			
4 324	川崎町	4	4	3							3	4	2			
4 341	丸森町	4	4	3							3	4	2			
4 361	真理町	4	2	2							3	4	2			
4 362	山元町	4	4	2							3	4	2			
4 401	松島町	4	4	1		2					3	2	2			
4 404	七ヶ浜町	4	4	2							2	4	2			
4 406	利府町	4	4	3							3	4	1	利府町地域防災計画 防災会議の委員に女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。避難所等に女性相談員を配置し、保健指導及び保健相談に応じる。		
4 421	大和町	4	4	1	1					大和町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(8) 町の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。(10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3	4	2	住民を交えて議会議員になるための課題について考えるワークショップ「これからの大和町議会のあり方セミナー」の開催		
4 422	大郷町	4	4	3							3	4	2			
4 424	大衡村	4	4	3							3	4	2			
4 444	色麻町	4	4	2							2	1	2	色麻町議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 議会議員共済会等に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		
4 445	加美町	4	4	1	1					加美町議会議員政治倫理条例 第4条第8号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為はしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3	4	2			
4 501	瀬谷町	4	4	3							3	4	2			
4 505	美里町	4	4	3							2	4	2			
4 581	女川町	4	4	3							3	4	2			
4 606	南三陸町	4	4	3							3	4	2			